

## 第31次宇都宮市住居表示等審議会(第2回)

会議録

12.10.6(金)10:00~11:10 14A会議室

課長補佐	<p>たいへんお待たせをいたしました。只今から、第31次宇都宮市住居表示等審議会第2回の会議を開催いたします。私、本日の進行を努めさせていただきます市民課長補佐の江面と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。はじめに、前回都合により出席できなかった方をご紹介いたします。2号委員としてお願いをしております、宇都宮商工会議所常議員で当審議会の副会長でございます中津正修委員でございます。また、幹事として出席を依頼しております都市計画課長の浅野一樹幹事でございますが、所用により、若干遅れるとの連絡が入っております。それでは、この後の進行につきましては、会長さんをお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>おはようございます。本日は、お忙しいなか出席をいただきましてありがとうございます。前回の審議会では、西の宮町の住居表示につきまして市長さんから諮問を受けまして、現地視察などを行ったわけですが、今回は町割等の審議になると思いますが、どうか、忌憚のないご意見を頂きまして審議を進めて参りたいと思いますので、よろしくご協力の程お願いを申し上げます。</p> <p>それでは、会議に入ります。本日の出席委員は10人でございます。はじめに、会議録の署名委員を指名させていただきます。「中津委員」と「新津委員」をお願いをしたいと思います。</p> <p>本日の第1の議題「駒生町の一部の区域をもって住居表示を実施することについて」事務局の説明をお願いします。</p>
課長	<p>第1回目の審議会で現地を見ていただきました、駒生町の一部について、9月の市議会において、市街地区域に加えるとの議決を頂きました。本日は、市長が所用により不在のため、入江市民生活部長が替わりまして、諮問書を朗読いたします。</p>
部長	<p>平成12年10月6日、宇都宮市住居表示等審議会 蛸島邦彦会長様 住居表示の実施について(諮問)</p> <p>宇都宮市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>住居表示に関する法律に基づき、別図に表示する駒生町の一部の区域の住居表示を実施し、新たに町を設けることについて。</p> <p>以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>前回の諮問に追加するという形になりますが、ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>只今、「駒生町の一部の区域をもって住居表示を実施することについて」諮問がございました。諮問書の写しを配布して下さい。</p>

	<p>第1回審議会で説明があり、現地も見ている訳ですが、こちらの諮問について、ご質問・ご意見がございましたらお願い致します。</p>
G委員	<p>この一角を、私はたびたび見に行っているのですが、廃屋同然です。草が生い茂り、人の住んでいる様子はありません。今回編入することによって、私たちの管理下になりますが、防災上大変危惧しています。建物の所有者に善良なる管理をお願いしたい。その辺の所を改めて、事務局にお聞きしたい。</p>
事務局	<p>この建物は、民間会社の寮のような使用をしているようです。委員ご心配の事は、所有者側に何度か説明をしております。今後も機会があれば話をするようにしたいと思います。また、自治会入会に関してですが、「寮」的な使い方をしているので、入会は今のところ難しいようです。</p>
G委員	<p>私たちの自治会には住民の100%が入っています。法人もすべてです。最近「自治会を抜きたい」という相談が増えております。私は、その度に自治会の運営に協力してくれるよう説得しています。今回の個所のような所が出てくると、その後の自治会活動に支障が出てくるので、心配をしているのです。</p>
会長	<p>G委員のご心配は分かりますが、住居表示と個人の生活様は、また別の話ですので、切り離して議事を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
G委員	<p>結構です。</p>
会長	<p>今回の諮問に関して、他にご意見ありませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>それでは、「駒生町の一部の区域」も住居表示実施区域と定め、今後審議を進めて参りたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>異議なしの声がありましたので、そのように決定いたします。続きまして、第2の議題であります「西の宮町の全部及び駒生町の一部の区域をもって住居表示を実施することについて」</p> <p>この区域の「町割」について、ご審議をお願い致します。事務局の説明をお願いします。</p>
課長	<p>町割案について、ご説明致します。宇都宮市住居表示整備実施基準にその定め方が示されております。前回の審議会でお渡しした資料「住居表示整備事業関係法令例規集」の32頁をご参照いただきたいと存じます。</p> <p>今回の諮問区域ですが、丘陵地を開発してできた住宅団地でございます。諮問区域がひとつの自治会で組織されております。全体の面積はおよそ260000㎡でございます。先ず、住居表示の方式ですが、宇都宮市の場合、実施基準の</p>

	<p>1にあるように、街区方式となっております。次に、町の境ですが、道路や河川等の恒久的な施設によって区切り、道路幅・川幅がある場合は、基準点（旧市役所）に近い方の側線を町境としております。西の宮団地の場合、町を区切る大きな施設となれば、南北に走る市道 2496 号線（通称西の宮通り）、東西に走る市道 2470 号線となります。</p> <p>次に、町の形状や規模については、簡明な境界で一団を形成し、概ね次の基準をもとに、形状・用途・人口等を勘案して定めとなっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業地域で 66,000 m<sup>2</sup> ・住宅地域で 132,000 m<sup>2</sup> ・その他工業地域で、「上記以上の面積で適宜定める」となっております。西の宮団地はおよそ 260,000 m<sup>2</sup>の住宅地ですので、基準から判断すると2つ程度の町数が適当と考えられます。皆様のお手元資料の「町割案」をご覧ください。案1が町を二つに区切った場合です。Aが 121,000 m<sup>2</sup>。Bが 139,440 m<sup>2</sup>となっております。また、現状の自治会組織単位である1～4区を町境とした場合を案2としました。当然それぞれの面積は小さくなり、基準の半分位になります。Aが 70,000 m<sup>2</sup>。Bが 51,000 m<sup>2</sup>。Cが 60,440 m<sup>2</sup>。Dが 79,000 m<sup>2</sup>となります。資料の下段に「近年の住居表示の実態」が載せてありますが、富士見が丘団地や清原台の住居表示では、このようにどの町も基準の大きさを超えております。 <p>以上のことから、事務局と致しましてはメインの西の宮通りで区切る案1が適当であろうかと考えておる所ですが、ご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>また、町名につきましては、実施基準の3にありますように、「できるだけ従来の名称、または歴史・文化等からみて由緒ある名称で、親しみやすい語調ものを」とされておりますが、具体的には今後の地元説明会やアンケート調査を行いまして、その意見をまとめた上で、第3回の審議会でご提案したいと考えております。</p> </li></ul>
会長	<p>只今、事務局より「町割」についての説明がございましたが、ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。</p>
F委員	<p>西の宮町の住民に、この住居表示実施がどの程度周知されているか、知りたいのですが。</p>
G委員	<p>10年前ほどから、地元では要望があり、昨年ようやく市長に要望書を提出したわけで、住民は承知しているはずですが。自治会の総会で決議され、翌月の役員会で報告し、それが議事録に残され、全会員に回覧しているはずですが。そして、1回目の審議会の様子や各委員さんの意見なども報告しています。因みに地元では殆どの住民が案2を切望しているところです。</p>
事務局	<p>自治会活動は、道路を挟んで・・・というのが通常だと思いますが、住居表示はそういった道路を町割の区切りとするという考え方ですので、自治会活動とは切り離してご審議いただきたいと思います。</p>
会長	<p>町割りについて、他にありませんか。</p>
A委員	<p>基準は示されていますが、これまで例外というのはなかったのですか。</p>

事務局	<p>ございません。仮に将来あるとすれば、鉄道が走っているとか、崖のような段差があるとか、そういった理由の時だと思います。それ以外の理由で認めてしまえば、今後の住居表示では小さな町がいくつも出来るというようなことが起こる可能性があります。自治会活動を中心に考えると、住居表示の「基準」は何のためにあるのか、という事になってしまいます。</p>
G委員	<p>地元の委員として申し上げます。審議会の決定には従いますが、願わくば地元の意向を汲んでいただければ、と思う次第です。自治会長は審議会で頑張ったなということを残しておきたい。それが全町民の願いでもあります。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
B委員	<p>自治会は、あくまでも地域住民の自主的な団体ですので、住居表示とは、切り離して考えたほうがよろしいと思います。</p>
増淵副会長	<p>私も、同意見です。</p>
F委員	<p>町が変わっても、同じように自治会活動を続けていったら良いと思います。</p>
中津副会長	<p>132,000 m<sup>2</sup>という基準は尊重すべきだと思います。仕事柄町づくりに参加することがありますが、この基準以上でないひとつの自治会として認められないことが多いようです。以前からのお付き合いを大切にするという気持ちは分かりますが、この西の宮町を見た場合ひとつの団地であり、A・Bの二つに区切るのが適当であり、逆に4つにする真意が計りかねます。</p>
C委員	<p>過去の住居表示を見ますと、古くからの小さい町があった時、住居表示の際どの町名にするか決まらず、いっそ古い町名を全部無くして、新しい町名にして住居表示に協力してきた経緯を考えた時、この西の宮は単独の町であるわけですから、その点ある程度我慢も必要なのではないのでしょうか。地元の方の気持ちも分かりますが、ここは、基準どおりにするのがよろしいと思います。</p> <p>実際、私の住んでいるところも住居表示になりましたが、自治会活動はそのまま続けております。宇都宮市全体のことも考慮する必要があると思います。</p>
増淵副会長	<p>重ねて申し上げます。私の住んでいるところも住居表示になりました。そして新しい区域の方も入って来ましたが、何の支障もございません。それは、そこに住んでいる人は変わらないし、家も変わらないからです。表示とか名称にこだわらないで生活しているからだと思います。</p>
A委員	<p>皆さんと同じ意見です。自治会活動と住居表示は別に考えたほうがよろしいと思います。</p>
G委員	<p>皆さんのおっしゃることは、充分に分かります。ただ、地元の意見を代表するのが自分の役目だと思うので、言っているのです。</p>

D 委員	やはり、基準に則ってやるべきで、自治会活動とは切り離れた方がよろしいと思います。
C 委員	整備基準を見ますと、「町の規模はおおむね次の基準によること」と断定的な言い方ですが、やはりそれを守らないといけないのでしょうか。
中津副会長	先程も申し上げましたが、この面積に満たないとひとつの単位自治会として認められないという事実があります。新しく町を作ると住民は、単独の自治会を作りたがるのですが、132,000 m <sup>2</sup> に満たないと、他の自治会に入ってくださいということになるので、その辺が根拠になっているのではないのでしょうか。
G 委員	皆さんのお話を聞いていると、誤解があるようですが、案1だと自治会活動に支障が出るとは一言も言っておりません。あくまでも、住民が案2を望んでいるということをお願いだけです。
会 長	住民のための住居表示という面もありますので、住民の意見を全く無視するわけにもいかないし、かといって「基準」がありますので、難しいところですね。
課 長	「今後の予定」でもお話いたしますが、これから、地元研究会、地元説明会を予定しております。その場で、皆様のご意見を充分お伝えしたいと思えます。
F 委員	あくまで私案ですが、街区数から町を3つに分ける方法もあると思うのですが。
課 長	街区数ですが、近年の例から見ますと、富士見が丘で22～34、清原台で24～38、横山で30～31となっております。西の宮では案1でAが27、Bが31ですので、適正な街区数と考えております。
会 長	ご意見が出尽くしたようですので、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	それでは、当審議会の原案を「町割案1」と決定して、事務局より地元での説明を行って、町名等の意見を聴取し、その後改めて審議会を開催するというところでいかがでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	「異議なし」との声がありましたので、そのように決定いたします。臨時委員の方には、本日の町割案につきまして、地元の理解が得られるよう

	<p>ご尽力下さいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、次に「今後の予定について」事務局の説明をお願いします。</p> <p>課長 今後の予定について、ご説明申し上げます。この審議会終了後10月14日に自治会長さん、副会長さんにお集まりいただき地元で町割案について、更に研究を行いたいと考えております。また、地元自治会の皆さんへの説明は、本日も承認いただきました「案1」を持ちまして、10月21日に明保小学校体育館で行う予定でございます。その際、臨時委員さんのご意向も充分説明をしてみたいと思います。また、先程触れましたが、町名についても聴取したいと考えております。</p> <p>その後、臨時委員さんには自治会の意見の集約・調整をお願いしたいと存じます。このような事から次の審議会は11月下旬頃と考えております。その審議会におきまして、臨時委員の方から地元のご意見をご報告いただき、町割、町名につきまして、ご審議いただきたいと存じます。</p> <p>そして、各意見を調整し、取りまとめた上で、12月下旬予定の第4回審議会において、答申をいただくことになろうかと存じます。以上でございます。よろしくようお願いいたします。</p> <p>会長 只今の説明について、ご質問ございましたらお願いいたします。</p> <p>D委員 今後の予定の中に「アンケート」とありますが、これは全戸に行うのですか。</p> <p>課長 はい、そうです。その際には臨時委員に取りまとめの方をお願いすることになると思いますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>G委員 はい、分かりました。</p> <p>会長 「その他」で何かありましたら、お願いします。</p> <p>委員 ありません。</p> <p>会長 ご質問、ご意見が無いようでしたら、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上のとおり、相違ないことを確認し署名する。</p> <p>宇都宮市住居表示等審議会会長</p> <p style="text-align: center;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: center;">署名委員 _____</p>
--	--



